

第3期
甲佐町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
甲佐町



はじめに



子どもたちの健やかな成長と、子育てを支える環境の整備は、最も重要な課題の一つです。また、少子化が進む中で、未来を担う子どもたちが安心して育つことができる社会を築くためには、地域全体での取り組みが不可欠です。

この度、町では、「第 3 期甲佐町子ども・子育て支援事業計画」（次世代育成支援対策地域行動計画、貧困対策など）を策定し、引き続きより一層の支援を行うことを決定いたしました。この計画では、「未来へかがやけ こうさっ子」を基本理念とし、子どもたちが安全に遊び、学び、成長できる環境を提供するための具体的な施策を盛り込んでいます。

町民の皆様と連携しながら、子育てに関する情報提供や相談窓口の設置を行い、保護者が安心して子育てに取り組めるよう地域全体で子どもたちを見守り、育てるという意識を持つことがより良い未来を築くための第一歩です。町民の皆様との対話を大切にし、共に考え、共に行動することで、より良い子育て環境を実現していきたいと考えています。

私たちの町が、「子育てしやすい町」として、多くの家庭に選ばれる場所となるよう、一丸となって努力してまいります。今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、「アンケート調査」に貴重なご意見とご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、策定委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

甲佐町長 甲 斐 高 士

●●● 目 次 ●●●

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 子ども・子育て支援制度の概要	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画策定経過など	5
5. 計画の期間	5
第2章 甲佐町の子どもと家庭をとりまく現状	6
1. 甲佐町の人口	6
2. 甲佐町の出生の状況	8
3. 甲佐町の結婚の状況	9
4. 甲佐町の就労の状況	9
5. 子ども・子育て支援に関する調査の結果と分析	10
6. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	13
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 計画の策定について	16
2. 計画の体系	16
第4章 施策の展開	17
基本目標1 地域全体で、子どもの育ちを支え合うまち	17
基本目標2 すべての家庭が、安心して子どもを生み育てることができるまち	19
基本目標3 子どもが学び、心身ともに健やかに育つまち	22
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	26
1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方	26
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	26
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	28
資料	33
1. 甲佐町子ども・子育て会議条例	33
2. 甲佐町子ども・子育て会議開催経過	33
3. 甲佐町子ども・子育て会議委員名簿	33
4. 用語集	34

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が平成27年度（2015年度）から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村における「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

甲佐町においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年（2015年）3月に『甲佐町子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）』を、令和2年（2020年）3月には『第2期甲佐町子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）』を策定し、『～元気はつらつ甲佐っ子～』を基本理念とした、甲佐町の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国では、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。また、令和5年（2023年）12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年（2023年）12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計が令和7年度（2025年度）に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度（2026年度）に創設されることになりました（令和10年度（2028年度）までに段階的に導入）。

このような背景の中で、甲佐町では、第2期計画が令和6年度（2024年度）で計画期間が満了することから、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする『第3期甲佐町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

当該計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、甲佐町を取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2. 子ども・子育て支援制度の概要

(1)「子ども・子育て関連 3 法」について

次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援制度」は、これらの法律に基づくものです。

- ① 子ども・子育て支援法（平成 24 年（2012 年）法律第 65 号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年（2012 年）法律第 66 号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年（2012 年）法律第 67 号）

(2) 子ども・子育て支援制度の内容

①子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の 2 つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」に分かれます。

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

②教育・保育給付認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の 3 つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。

1 号認定	満 3～5 歳児が、制度移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2 号認定	満 3～5 歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3 号認定	満 3 歳児を除く 0～2 歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

③地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象として、以下の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されており、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。

◇利用者支援事業	◇時間外保育事業（延長保育事業）
◇実費徴収に係る補足給付を行う事業	◇多様な主体の参入促進事業
◇放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	◇子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
◇乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	◇養育支援訪問事業・子どもを守るための
◇地域子育て支援拠点事業	地域ネットワーク機能強化事業
◇一時預かり事業	◇病児保育事業
◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
◇妊婦に対して健康診査を実施する事業	
【第 3 期計画から追加された事業】	
◇子育て世帯訪問支援事業	◇児童育成支援拠点事業
◇親子関係形成支援事業	◇妊婦等包括相談支援事業
◇乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	◇産後ケア事業

【子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	◇子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	◇保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困対策に関する大綱 (第2次) 改定	◇学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ◇妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ◇生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱 (第4次) 改定	◇「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ◇結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱 (第3次) 改定	◇全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	◇子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ◇施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年12月22日)	◇こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等 ◇少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	◇こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	◇令和17年(2035年)3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和 6 年 6 月 5 日)	◇ライフステージを通じた経済的支援の強化 ◇全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ◇共働き・共育での推進 ◇給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 (令和 6 年 6 月 26 日)	◇法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする ◇こども大綱の記述を踏まえて、目的及び基本理念において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化

3. 計画の位置づけ

(1) 国及び県との関係

この計画は、子ども・子育て支援法及び国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、甲佐町の地域性や独自性を踏まえ、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定により策定し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画と一体的に策定するものとします。あわせて、本計画からこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、一体的に策定した計画として位置づけます。また、都道府県こども計画を勘案して定めることとしており、熊本県が掲げる「こどもまんなか熊本・実現計画」における施策を包括するものとします。

— 参考：「こどもまんなか熊本・実現計画」について（2025 年 1 月時点） —

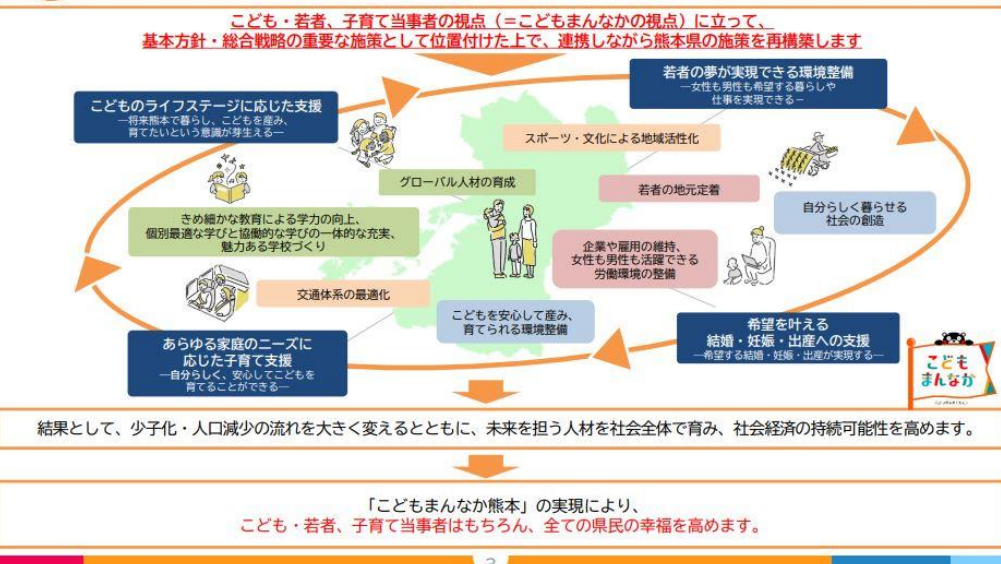
「こどもまんなか熊本・実現計画」とは、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示しており、

- ・全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする
- ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする
- ・こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする
- ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する
- ・関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う
- ・県民とともに未来を創る

を基本方針としています。

計画が目指す「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、**こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本**であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本です。
- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、**尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになること**や、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援します。

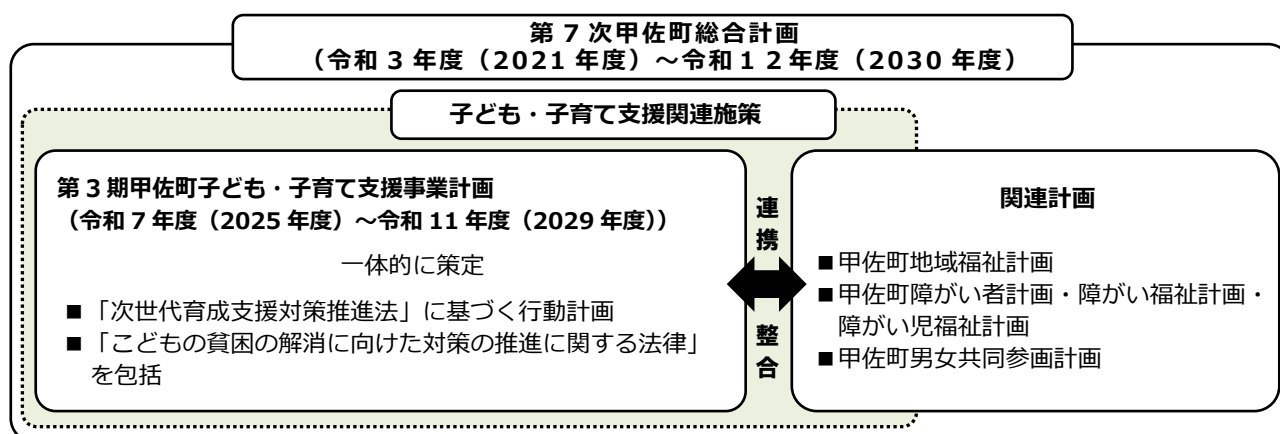


出典：令和 6 年度（2024 年度）第 4 回熊本県子ども・子育て会議：参考資料 4

（２）第 7 次甲佐町総合計画及び他の関連計画との関係

この計画は、第 7 次甲佐町総合計画の政策大綱「第 4 編 健康・福祉の向上」、「第 5 編 教育・文化の向上」を図る子ども・子育て分野の部門別計画として位置づけるとともに、甲佐町次世代育成支援対策地域行動計画「こどもゆめプラン」を引き継ぐものとして策定します。加えて、次年度策定予定の「こども計画」の一部として位置づけます。

また、この計画には、子どもと子育てを取り巻く教育、保健、医療、福祉、労働、住宅・都市基盤整備などの分野における「甲佐町地域福祉計画」、「甲佐町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「甲佐町男女共同参画計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



4. 計画策定経過など

この計画の策定にあたり、子ども本人及び子育て当事者の意見やニーズを的確に反映させるため、「甲佐町子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施し、様々な視点から分析を行いました。調査結果から把握した子育て支援に関するニーズをもとに、現状のサービス基盤を踏まえつつ、この計画への子ども本人及び子育て当事者の意見を反映するとともに、甲佐町における子ども・子育て支援施策を子ども本人及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため「甲佐町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

— 甲佐町子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の概要 —

- 調査地域：甲佐町全域
- 調査対象：甲佐町在住の就学前児童の保護者および小学生児童の保護者
- 調査期間：令和 6 年（2024 年）6 月 28 日～7 月 16 日
- 調査方法：就学前児童は郵送または保育所を通じて配布・回収、小学生児童は郵送にて配布・回収

区分	対象者	配布数	有効回収票数	有効回収率
就学前児童調査	就学前児童保護者	237	187	78.9%
小学生児童調査	小学生児童保護者	373	159	42.6%

5. 計画の期間

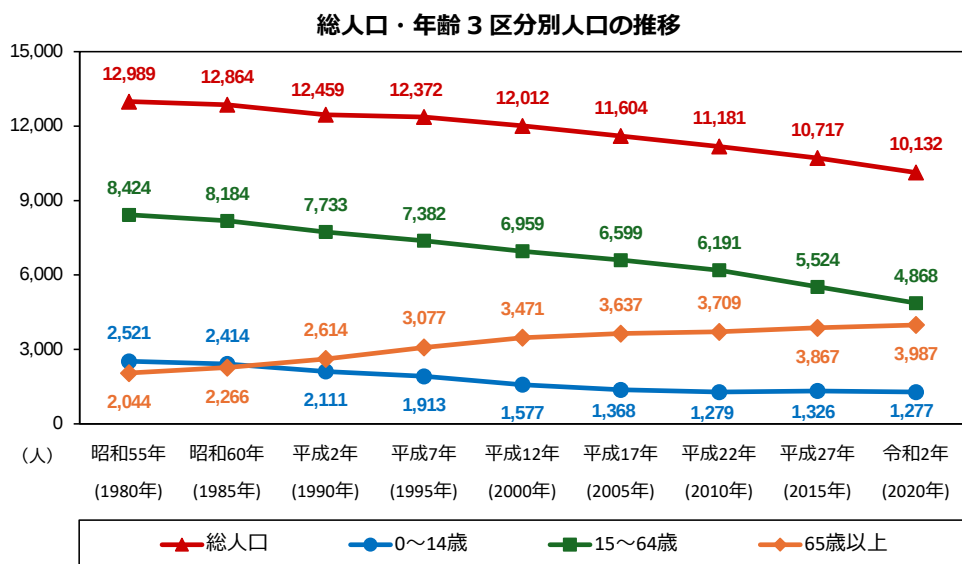
本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画とします。なお、計画策定時から変化している地域の教育・保育ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年を目安として、これまでの取り組みにおける実績や状況等を踏まえ必要な場合には本計画の見直しを行います。

第2章 甲佐町の子どもと家庭をとりまく現状

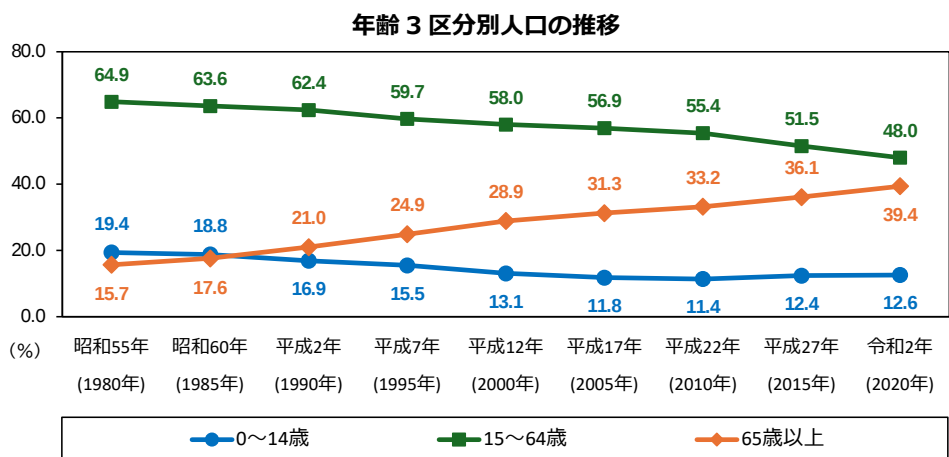
1. 甲佐町の人口

(1) 人口の推移

国勢調査による甲佐町の人口をみると、総人口は減少し続けており、昭和55年（1980年）からの年齢3区分別人口は、0～14歳の年少人口が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。平成2年（1990年）に0～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口が逆転して以降、少子高齢化が進行するとともに、15～64歳の生産年齢人口も減少が続いています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

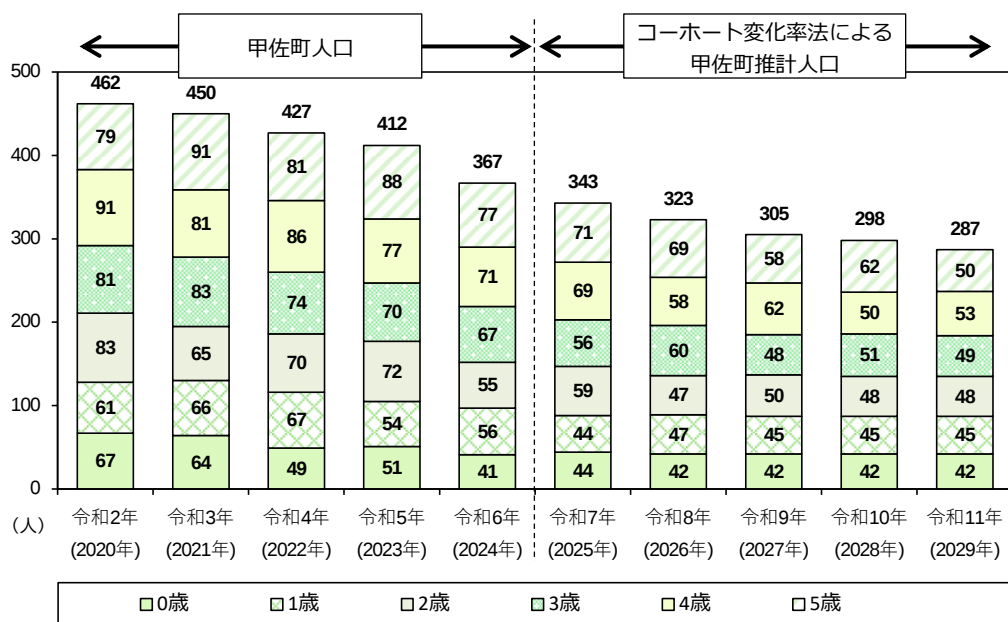


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 子ども人口の推移と推計

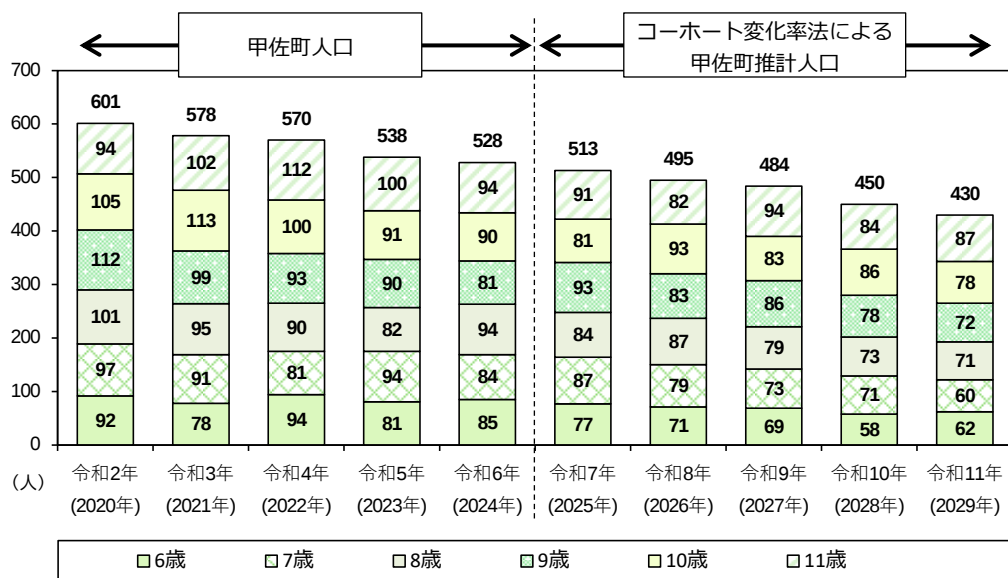
近年の甲佐町の 0～5 歳、6～11 歳の人口の合計は減少傾向にあります。今後も出生数の減少などにより、令和 7 年(2025 年)以降も減少が続くと見込まれます。

0～5 歳人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日時点）

6～11 歳人口の推移と推計



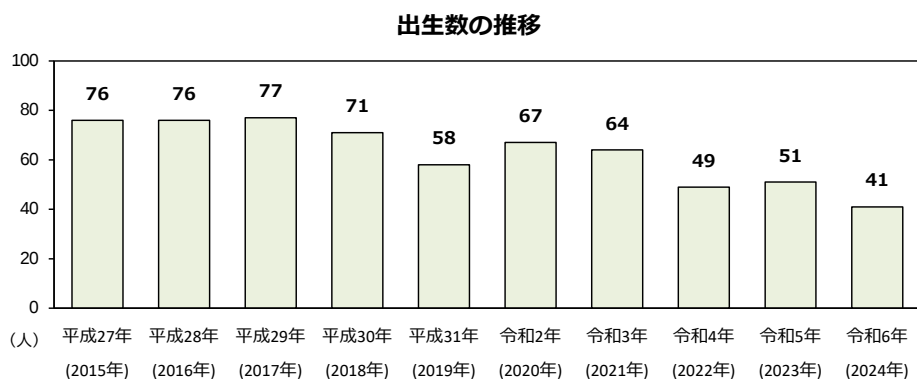
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日時点）

コーホート変化率法とは、各集団において、過去における実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2. 甲佐町の出生の状況

(1) 出生数の推移

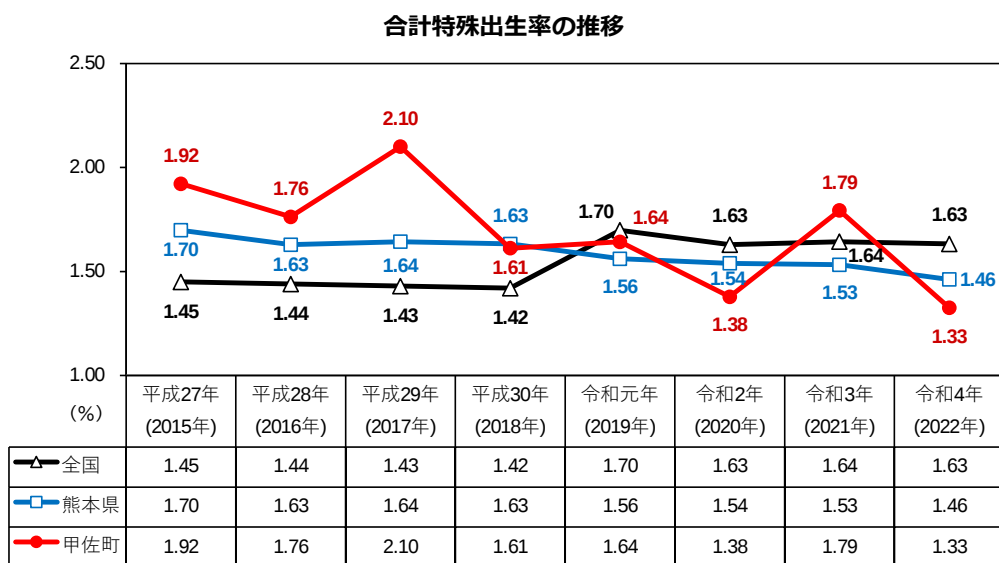
平成 27 年（2015 年）からの甲佐町の出生数の推移をみると、年による変動はあるものの、概ね減少傾向にあります。



資料：熊本県衛生統計年報（各年 3 月 31 日時点）

(2) 合計特殊出生率の推移

平成 27 年（2015 年）からの甲佐町の合計特殊出生率の推移をみると、平成 29 年（2017 年）までは県や国の値を上回って推移していますが、それ以降は年による変動はあるものの、県や国の値を下回る傾向にあります。

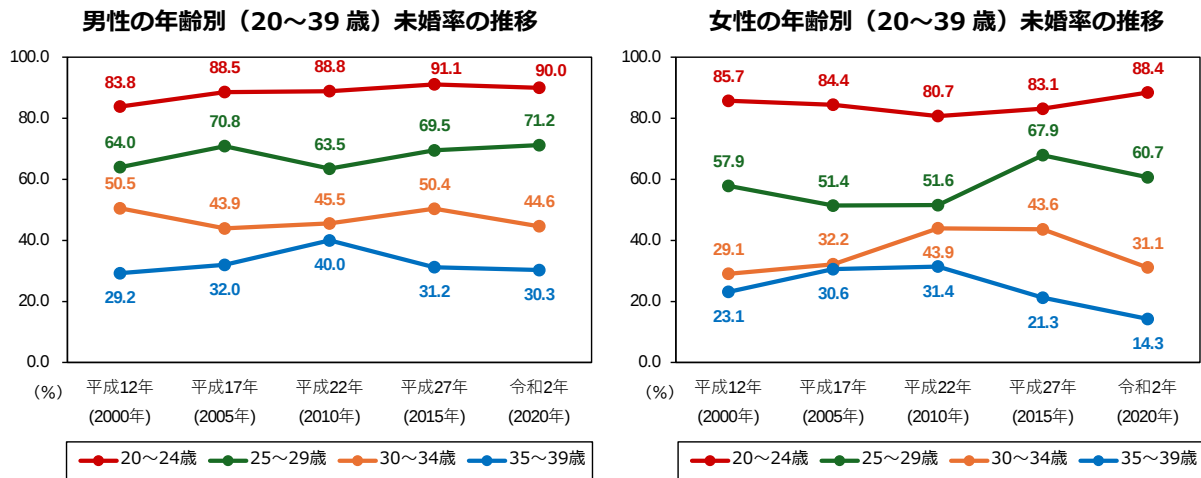


資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日時点）、熊本県衛生統計年報（各年 3 月 31 日時点）

3. 甲佐町の結婚の状況

(1) 男女別年齢 5 歳階級別未婚率の推移

甲佐町における 25～39 歳の未婚率は平成 27 年（2015 年）まで上昇傾向にあり、男女とも晩婚化の進行がうかがえましたが、令和 2 年（2020 年）に低下しています。



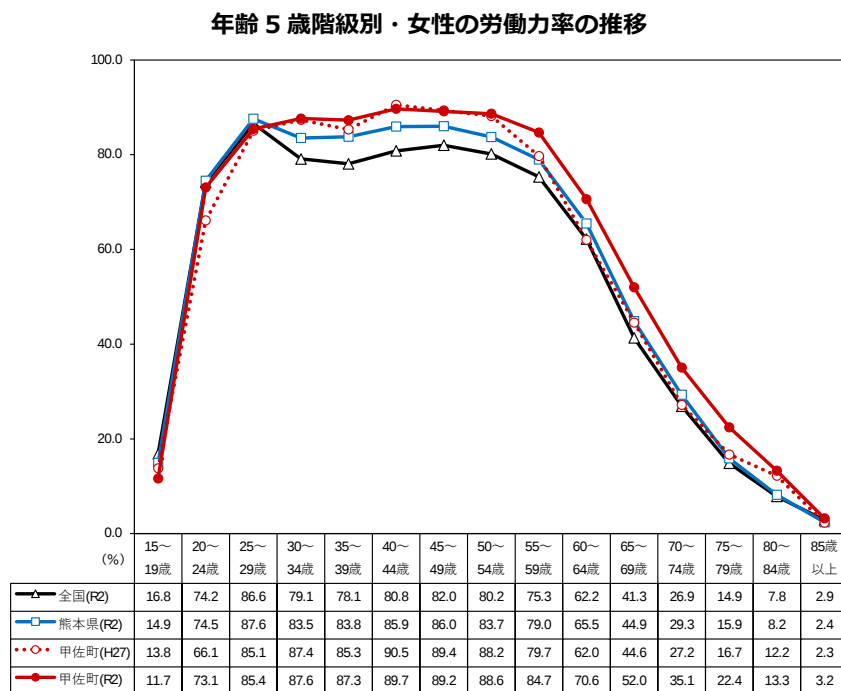
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

4. 甲佐町の就労の状況

(1) 就労の状況

令和 2 年（2020 年）における甲佐町の女性の労働力率を年齢 5 歳階級別にみると、緩やかな M 字型カーブを描いており、30 歳以上の各年齢階層で、県や国より高い値となっています。

平成 27 年（2015 年）の甲佐町の値と比較すると、各年齢層でほぼ同程度あるいは上昇しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

5. 子ども・子育て支援に関する調査の結果と分析

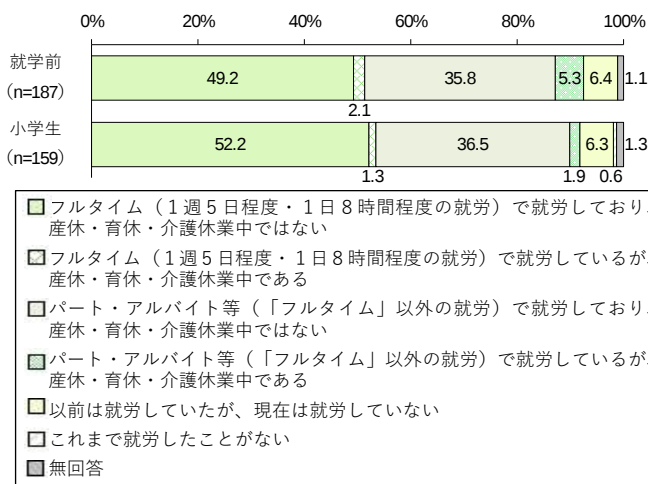
計画の策定にあたって実施した甲佐町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果のうち、主要事項の分析は以下のとおりとなっています。なお、調査結果は別途、甲佐町子ども・子育て支援に関するアンケート結果報告書にまとめています。

(1) 保護者の働き方

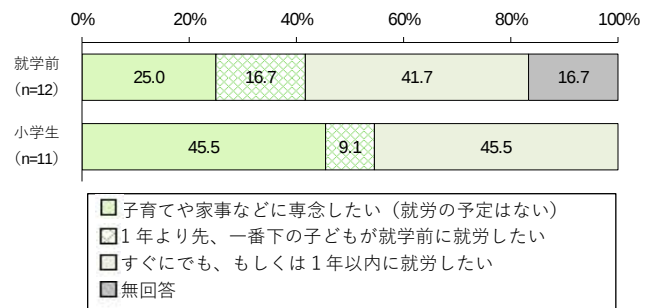
母親の就労状況について、9割近くがフルタイムもしくはパートで就労しており、そのうちフルタイム（育休・産休中を含む）の割合は半数以上となっています。

また、現在就労していない母親の就労希望については、『すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい』が就学前の保護者で41.7%、小学生の保護者で45.5%、『1年より先で、一番下の子どもが就学前に就労したい』が就学前の保護者で16.7%、小学生の保護者で9.1%となっており、あわせて半数以上が就労意向のある傾向がみられます。

母親の現在の就労状況



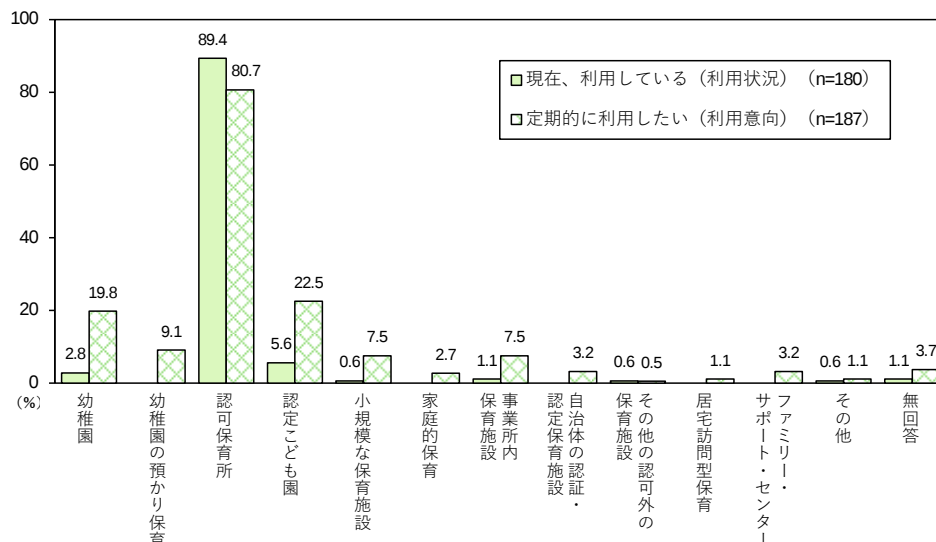
現在就労していない・これまで就労したことがない方の就労希望



(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向

就学前の保護者の『平日の定期的な教育・保育事業の利用状況』と『定期的に利用したいと考える利用意向』について、認可保育園を除き、ほとんどの事業で利用意向が利用状況を上回っていることから、今の状況よりも更に教育・保育事業を利用したいという保護者の意向がうかがえます。

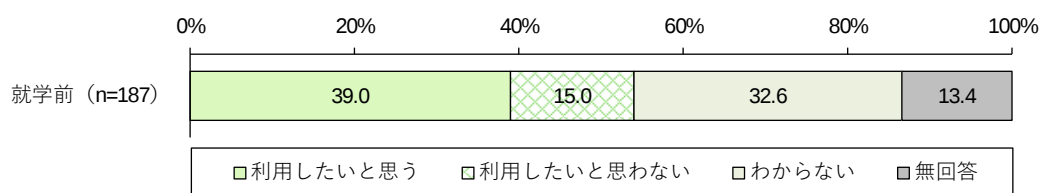
平日に定期的に利用している教育・保育事業と定期的に利用したいと考える教育・保育事業



(3)「こども誰でも通園制度」の利用意向

就学前の保護者に「こども誰でも通園制度」について利用したいかたずねたところ、4 割の保護者が『利用したい』と回答した一方で、1 割強の保護者が『利用したいと思わない』と回答しています。

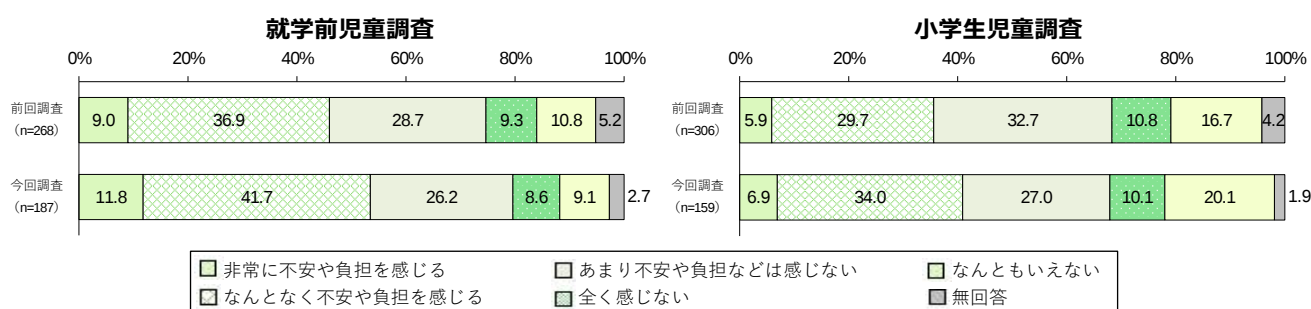
「こども誰でも通園制度」の利用意向



「こども誰でも通園制度」とは、親が就労していなくても、時間単位などで子どもを預けられるようにする新たな制度です。0 歳 6 か月から 2 歳までを対象としており、保育所・認定こども園等で一人当たり「月 10 時間」を上限として行うことを検討しています。

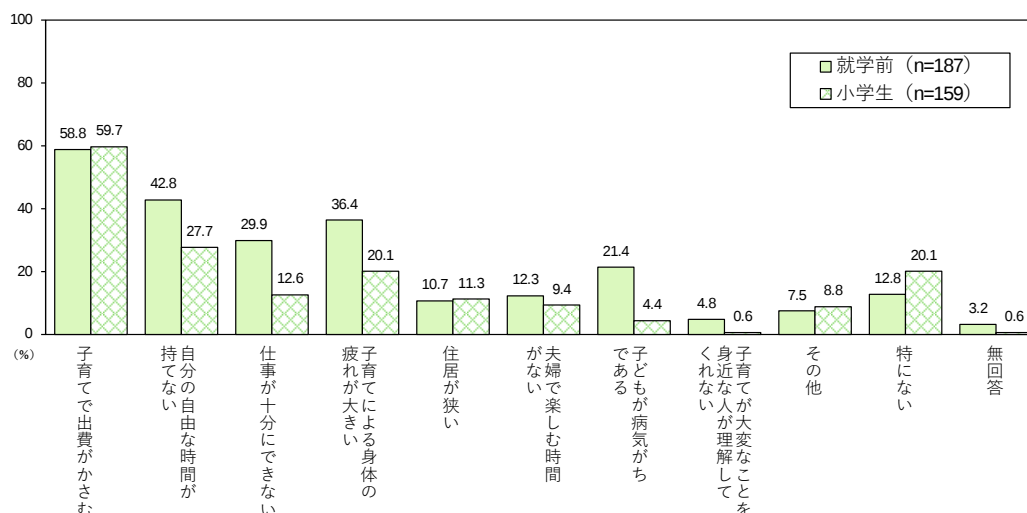
(4) 子育てに関する不安や悩みについて

保護者に対し、子育てに関して不安感や負担感を感じるかたずねたところ『非常に不安や負担を感じる』、『なんとなく不安や負担を感じる』をあわせた、何かしら不安や負担を感じていると答えた割合は、就学前の保護者で 53.5%、小学生の保護者で 40.9%となっており、どちらも前回調査と比較して割合が高くなっています。



保護者に対し、子育てをする上で特に不安に思っていることや悩んでいることをたずねると、『子育てで出費がかさむ』が就学前の保護者で 58.8%、小学生の保護者で 59.7%とどちらも最も高く、次いで、『自分の自由な時間が持てない』が就学前の保護者で 42.8%、小学生の保護者で 27.7%となっています。また、就学前の保護者では 21.4%が『子どもが病気がちである』と回答しています。

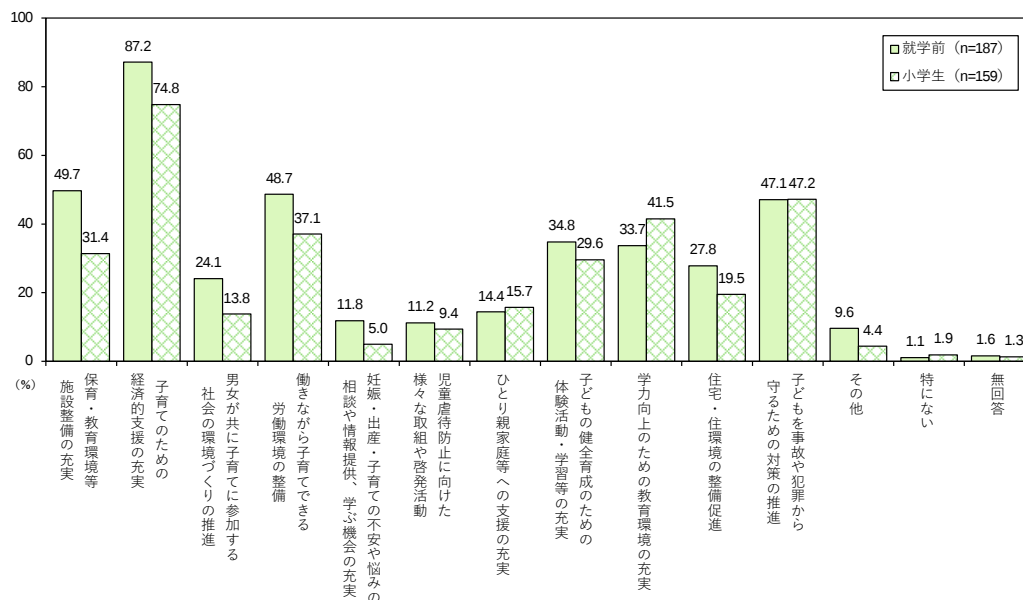
子育てをする上での不安や悩み



（５）甲佐町の子育て支援について

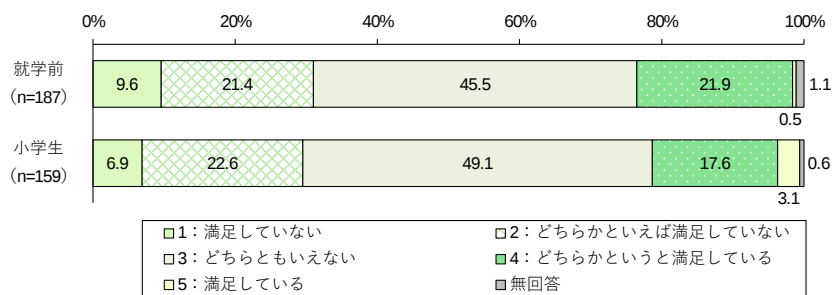
甲佐町に期待する子育て支援についてたずねたところ、『子育てのための経済的支援の充実』が就学前の保護者で 87.2%、小学生の保護者で 74.8%と最も高くなっています。次いで、就学前の保護者では『保育・教育環境等施設整備の充実』が 49.7%、『働きながら子育てできる労働環境の整備』が 48.7%となっています。小学生の保護者では、『子どもを事故や犯罪から守るための対策の推進』が 47.2%、『学力向上のための教育環境の充実』が 41.5%と続いています。

甲佐町に期待する子育て支援



居住地区における子育ての環境や支援への満足度についてたずねたところ、『満足していない』と『どちらかといえば満足していない』をあわせた割合は、就学前の保護者が 31.0%、小学生の保護者が 29.5%となっており、3 割の保護者が、何かしら満足していないと感じていることがうかがえます。

居住地区における子育ての環境や支援への満足度



6. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 教育・保育事業の評価

教育・保育事業について、過不足分（＝計画値－実績値）を算出しました。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	計画値	10人	10人	10人	10人	9人
		実績値	8人	7人	8人	11人	5人
		過不足	2	3	2	▲1	4
2号認定	3～5歳	計画値	220人	220人	214人	213人	203人
		実績値	237人	244人	227人	219人	206人
		過不足	▲17	▲24	▲13	▲6	▲3
3号認定	1～2歳	計画値	120人	112人	122人	120人	119人
		実績値	123人	115人	119人	110人	99人
		過不足	▲3	▲3	3	10	20
	0歳	計画値	20人	20人	19人	19人	19人
		実績値	30人	15人	11人	17人	18人
		過不足	▲10	5	8	2	1



(2) 地域子ども・子育て支援事業の評価

地域子ども・子育て支援事業について、過不足分（＝計画値－実績値）を算出しました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	計画値	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実績値	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	過不足	0	1	1	1	1
延長保育事業	計画値	155人	157人	153人	151人	146人
	実績値	114人	105人	110人	133人	115人
	過不足	41	52	43	18	31
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	計画値	86人	79人	78人	76人	79人
	実績値	50人	40人	49人	55人	82人
	過不足	36	39	29	21	▲3
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	計画値	70人日	66人日	62人日	58人日	54人日
	実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	過不足	70	66	62	58	54
乳児家庭全戸訪問事業	計画値	69人	68人	67人	66人	65人
	実績値	52人	44人	40人	45人	38人
	過不足	17	24	27	21	27
養育支援訪問事業及び要保 護児童対策地域協議会その 他の者による要保護児童等 の支援に資する事業	計画値	10人回	10人回	10人回	10人回	10人回
	実績値	1人回	0人回	1人回	3人回	3人回
	過不足	9	10	9	7	7
地域子育て支援拠点事業	計画値	404人回	385人回	405人回	400人回	394人回
	実績値	487人回	366人回	539人回	864人回	188人日 ※
	過不足	▲83	19	▲134	▲464	206
一時預かり事業 (幼稚園等在園児対象)	計画値	801人日	855人日	779人日	774人日	737人日
	実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	過不足	801	855	779	774	737
一時預かり事業 (トワイライトステイ)	計画値	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
	実績値	64人日	107人日	93人日	220人日	39人日
	過不足	▲24	▲67	▲53	▲180	1
病児・病後児保育事業	計画値	42人日	42人日	42人日	42人日	42人日
	実績値	2人日	11人日	4人日	4人日	4人日
	過不足	40	31	38	38	38
ファミリー・サポート・ センター事業	計画値	155人日	157人日	153人日	141人日	130人日
	実績値	3人日	57人日	0人日	1人日	0人日
	過不足	152	100	153	140	130
妊婦健康診査	計画値	69人	69人	68人	67人	66人
	実績値	94人	81人	88人	61人	60人
	過不足	▲25	▲12	▲20	6	6

※ 推計値として「人日」で算出

(3) 施策の評価

各関係課からのヒアリングをもとに施策の評価を行い、基本目標ごとに課題を抽出しました。評価については以下の通りに区分し、カッコ内の数値はそれぞれの構成比を表しています。

◎：当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができた ○：当初のイメージ通りにほぼ推進ができた
△：大まかな推進はできたが、一部未対応があった ×：未対応、またはほぼ推進ができていない

基本目標 1 誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり

実施状況	基本目標	◎	○	△	×
(1) 地域における子育て支援		0 (0.0%)	11 (73.3%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)
(2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現		0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)



課題	教育・保育事業について	待機児童は解消しているものの、ニーズに応じて施設の運営方法を見直し、保育士や支援員等の確保及び育成が求められています。
	仕事と子育ての両立について	関係各課と連携し、育児・介護休業制度の周知・啓発による、仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められています。

基本目標 2 親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備

実施状況	基本目標	◎	○	△	×
(1) 母と子の健康づくり		0 (0.0%)	9 (81.8%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)
(2) 援助が必要な家庭への支援		0 (0.0%)	8 (88.9%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)



課題	母親または子どもへの支援について	事業の周知や情報提供を行うとともに、支援を受けやすい体制が充実するよう運営していくことが求められています。
	援助が必要な家庭への支援について	早期発見・早期療育へ繋がるよう、各関係機関と連携し対応していくことが求められています。

基本目標 3 子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進

実施状況	基本目標	◎	○	△	×
(1) みんなで育てる地域の輪づくり		3 (14.3%)	15 (71.4%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)
(2) 子どもを見守る地域の環境づくり		2 (16.7%)	9 (75.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)



課題	子どもの居場所づくりについて	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を図った、一体的な取り組みを行っていく必要があります。
	住環境や道路交通環境について	防犯灯の設置や通学路の整備等、国の補助を活用しつつ、安全性を確保していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の策定について

この計画は、第2期甲佐町子ども・子育て支援事業計画や甲佐町次世代育成支援対策地域行動計画を引き継ぎ、甲佐町子ども・子育て会議での審議や、甲佐町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果における、子どもと子育て家庭や当事者等の様々な意見を踏まえ、基本的な考え方を定めました。

2. 計画の体系

この計画は、基本理念の実現を図るとともに、こども基本法の施行（令和5年（2023年）4月1日）並びにこども大綱の策定（令和5年（2023年）12月22日）を踏まえ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの権利の擁護が図られ、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送れるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を社会全体・地域で行うこととし、3つの基本目標と7つの基本施策を定めます。

未来へかがやけ
こうさっ子

基本目標1 地域全体で、子どもの育ちを支え合うまち

地域で子育てをするという共通認識を町民のそれぞれが持ち、児童虐待を防止するために連携強化など子育て支援対策の充実を図ります。

(1) 地域における子育て家庭への支援

- ◆多様な保育サービスの充実
- ◆子育て支援体制の充実と情報の提供
- ◆子育て家庭の経済的負担の軽減

(2) 仕事と生活の調和の実現

- ◆仕事と子育ての両立支援
- ◆男女共同参画の推進

基本目標2 すべての家庭が、安心して子どもを生み育てることができるまち

保護者の就労形態の変化や子育てをめぐる環境の変化に伴う、多様なニーズに対応できるよう子育て支援施策を推進します。

(1) 母と子の健康づくり

- ◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ◆子どもと母親の健康の確保

(2) 援助の必要な家庭への支援

- ◆ひとり親家庭の自立支援
- ◆発達に支援を必要とする子どものサポート

基本目標3 子どもが学び、心身ともに健やかに育つまち

地域活動等に子どもたちが積極的にかかわることで地域のつながりの重要性を子ども自身が感じ、甲佐町で暮らす自立した人間に成長することを目指します。

(1) 確かな学力と豊かな心を育むための環境づくり

- ◆学力向上のための教育環境づくり
- ◆豊かな心の育成

(2) 子どもを見守る安心安全な環境づくり

- ◆安心安全な都市基盤の整備
- ◆交通安全・防犯のまちづくり

(3) みんなで子どもを育てる地域の輪づくり

- ◆子どもの居場所づくり
- ◆地域ぐるみの子育て・教育支援

第4章 施策の展開

基本目標1 地域全体で、子どもの育ちを支え合うまち

(1) 地域における子育て家庭への支援

すべての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、多様化する保育ニーズに対応するため一時預かりや夜間預かり等を実施し、多様な保育サービスの充実を図ります。また、各機関・広報媒体における情報提供や子どもや保護者同士の交流、子育ての悩みや相談ができる場・機会の提供に取り組み、保護者の子育てへの不安や負担の軽減を図ります。

利用者支援事業

(福祉課)

- ①基本型：教育保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で子育て情報を提供し、必要に応じて相談・助言などを行う支援
 - ②特定型：保育サービスに関する相談、情報提供や利用に向けた支援
 - ③こども家庭センター型：子ども家庭支援員等と保健師等が連携しながら妊産婦や子どもに対する一体的な支援
- の3タイプの事業連携により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指します。

通常保育事業

(福祉課)

保護者の就労等の理由により家庭保育ができない場合に、子どもを保育園（所）で預かります。現在、私立保育園が5園あり、今後も待機児童がでないよう努めながら継続して取り組みます。

延長保育事業

(福祉課)

保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。現在すべての保育園において実施しており、利用者も多いため今後も継続して実施します。

一時保育事業

(福祉課)

保護者の病気やその他の理由により家庭で保育が困難な場合に、未就園児を一時的に保育園等で預かります。今後も、より気軽に利用できるようさらなる周知に努めます。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

(福祉課)

保護者の就労等の理由により平日の夜間または休日に家庭保育ができない場合に、児童福祉施設等で預かります。生活指導や夕食の提供等を行うことで、生活の安定や児童の福祉向上を図ります。引き続き、サービスの受入態勢を整えていきます。

障がい児保育事業

(福祉課)

障がいのある児童について、保護者の就労等により家庭保育が困難な場合に子どもを保育園（所）で預かります。今後もニーズに応じて随時対応し、軽度の障がいのある児童に対しても保育を行い、児童の処遇向上を図ります。

病児・病後児保育事業

(福祉課)

広域（甲佐町、御船町、嘉島町）において、病気の回復期に至っていない場合や、病気やけがの回復期にあり家庭や集団での保育が困難な児童を一時的に預かります。関係機関と連携のもと、今後もきめ細かな支援を継続して行います。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(福祉課)

小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な施設において遊びや生活の場を提供し健全な育成を図ります。学校や保護者等との連携のもと事業継続をし、今後ニーズに応じた運営方法を見直し、支援員の確保及び支援員の育成に努めます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

（福祉課）

保護者の病気やその他の理由により家庭保育ができない場合、又は一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等で一時的に預かります。
利用期間は原則 7 日以内としており、児童を養育・保護することで、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
引き続き、サービスの受け入れ態勢を整えていきます。

ファミリー・サポート・センター事業

（福祉課）

「育児の援助が必要な人・利用会員」と「子どもを預かることのできる人・協力会員」をコーディネートし、依頼に応じて保育園への送迎や一時的な預かり等を行います。
今後も協力会員を増員しながら、依頼に応じて保育園への送迎や一時的な預かり等の子育て支援を行います。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

（福祉課）

週 3 回の「ふれあいクラブ」による親子の交流の場の提供や電話による育児相談、保護者への情報提供などを実施しています。
今後も多くの方が気軽に参加、相談できるようさらなる周知を行うとともに、実施方法の改善を検討します。

子育てにおける相談体制・情報提供体制

（福祉課）

民生委員・児童委員、主任児童委員による乳幼児相談や乳幼児家庭訪問を実施しています。また、子育て支援施策の情報について、役場窓口や町ホームページ、各保育園、地域子育て支援センター等で提供しています。
今後も民生委員・児童委員、主任児童委員と情報共有を行い、相談窓口・訪問支援等の対応に努めます。

保育料の軽減

（福祉課）

保育料を国の定めより軽減することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。
今後も継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

こうさつ子・子育て応援金

（福祉課）

満 1 歳（5 万円）の祝福及び出費の高む進学時期に、経済的支援（小学校入学時 5 万円・中学校入学時 10 万円・中学校卒業時 15 万円）を行うことにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を支援します。

子育てに関する経済的負担の軽減

（福祉課・学校教育課）

児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費や、新生児おむつ用ごみ袋の支給等を行っています。
今後も継続して、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

教育環境等施設整備の充実

（学校教育課）

教育施設の整備に取り組み、建物を健全な状態で保つとともに長寿命化できるよう点検・調査を行っています。
今後も学校施設の長寿命化に取り組み、子どもの健やかな成長を支援します。

高校生の通学支援

（企画課）

高校生のバス通学用定期券の購入支援を行うことで、将来を担う人材を育て、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。

(2) 仕事と生活の調和の実現

近年高まる仕事と子育ての両立支援に関する要望に対し、育児休業制度等の周知・啓発や、情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。あわせて、ワーク・ライフ・バランスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた、地域住民に対する男女共同参画社会の実現に取り組みます。

仕事と子育ての両立推進

(福祉課)

多様な保育ニーズに対応するため延長保育と障がい児保育事業を実施し、子育てを地域で相互援助するためファミリー・サポート・センター事業を委託し実施しています。
就労形態の多様化に伴う保育サービス等を今後も充実させていくことで、働きながら子育てができる環境を整えていきます。

男女共同参画の推進

(総務課)

「男女がともに自立し 支えあふ 住みよいまち」を基本目標とし、町での啓発活動を実施しています。継続した育児休業制度等の周知・啓発により、職場における仕事と子育ての両立を推進します。

基本目標2 すべての家庭が、安心して子どもを生み育てることができるまち

(1) 母と子の健康づくり

子育てに対する不安を軽減できるよう正しい知識の情報提供とともに、発達段階に応じた健康診査等の母子保健事業や各種教室等による健康づくりの充実に努め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

母子健康手帳交付

(健康推進課)

妊婦が心も体も健康に安心して出産を迎えることができるよう、妊娠届出時に母子健康手帳の交付を行います。
また、交付時には保健師が対応し出産までの健康管理や出産・育児等の見通しをたてるための面談を行います。妊娠期の栄養面については、管理栄養士が対応しています。
安心して出産や子育てを迎えられるよう継続して支援を行います。

電子母子手帳導入

(健康推進課)

電子母子手帳では、妊娠期の経過の記録や乳幼児健診等での計測等の情報閲覧、家族間で子どもの成長や子育て情報の共有をすることなどができます。
また、乳幼児健診や予防接種のデジタル化をすすめ、妊娠期の不安解消や子育て世代のサービス提供につながるよう電子母子手帳の導入を検討します。

妊婦健康診査

(健康推進課)

妊婦健康診査の受診票を発行し子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、妊婦健康診査の結果を活用した保健指導や栄養指導を実施します。
必要時には医療等と連携しながら安心・安全な出産を迎え、生涯に渡って健康に過ごすことができるよう引き続き支援を行います。

妊婦健康相談

(健康推進課)

妊婦が心も体も健康に安心して出産を迎えることができるよう、母子手帳交付時や来所又は電話等で随時健康相談を行います。また、支援が必要な妊婦には医療機関をはじめ様々な機関と連携し、今後も継続した支援を行います。

産後ケア事業

(健康推進課)

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えることを目的として、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行います。
ケアには『訪問型』『日帰り型』『宿泊型』とあり、産後も安心して子育てができる支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業

(健康推進課)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握し乳児の発達や子育てに関する情報提供等を行い、保護者の育児不安の軽減に努めます。
必要時には里帰り出産で本町に帰省している乳児等の家庭訪問も行い、今後もきめ細やかな支援を行います。

乳幼児相談

(健康推進課)

子どもの発育の確認や育児相談の場の提供のため総合保健福祉センターへの来所や電話相談等を実施し、状況に応じ家庭訪問を行い、保健師や管理栄養士等の専門職が子どもの発育や発達、離乳食の相談等に対応します。
随時、電話相談や家庭訪問を行い、気軽に相談できる場の提供を継続していきます。

乳幼児健康診査

(健康推進課)

4か月、7か月、11か月、1歳6か月、3歳児健康診査を行い、乳幼児の発育・発達に関する異常の早期発見・早期治療・早期療育へとつなぐとともに、児童虐待の発生予防や早期発見、また、ケースに応じた子育て支援を行います。
今後も乳幼児健康診査を実施し、必要時には関係機関との連携を図り支援につなげます。
乳幼児健康診査を実施し保護者が「受診してよかった」と思われるよう努めます。

すくすく2歳児子育て相談

(健康推進課)

乳幼児の発育・発達を適切な時期に確認し、育児相談や栄養相談、健康な歯のための虫歯予防についての指導を行うことで、子どもの健やかな育ちと保護者の育児不安の軽減につなげます。
また、欠席者や要観察者の支援を保育所等と連携し行います。
今後も引き続き、細やかな支援に取り組んでいきます。

乳幼児予防接種

(健康推進課)

感染症の発症と重症化を予防するため、医療機関に委託し予防接種を実施します。また、接種率向上のため細やかな対象者へのお知らせ等を実施します。
予防接種をかかりつけ医で接種できるようにすることで、安全・安心に実施していきます。

歯の健康づくり

(健康推進課・学校教育課)

むし歯予防のため、1歳～4歳へのフッ化物塗布、保育園(所)・小・中学校でのフッ化物洗口、保育園(所)・小・中学校でのよい歯の教室等を実施しています。
また、乳幼児健康診査やすくすく2歳児子育て相談時には、月齢に合わせた歯科衛生士による歯科保健指導を実施しています。
今後も関係課及び学校と連携しながら、むし歯予防に取り組んでいきます。

食育の推進

(健康推進課)

乳幼児健康診査や教室時の栄養指導、小・中学生との郷土料理づくり等を通じて、子どもの頃からの健全な食生活を支援します。
併せて、親世代、祖父母世代への生活習慣病予防・重症化予防等の働きかけも引き続き行っています。

（２）援助の必要な家庭への支援

ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ保護者に対し、関係機関との連携のもと要保護児童対策に取り組み、日常生活の支援を行います。また、子育てや教育に係る経済的負担を軽減することで、誰もが健やかに育ち、学ぶことができるよう取り組みます。

要保護児童対策

（福祉課・健康推進課）

「甲佐町要保護児童対策・DV 防止対策・高齢者虐待防止対策地域協議会」を設置し、福祉・教育・保健・医療・警察・民生委員・児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行います。

協議会では、学習会や情報交換、ケース会議を行い、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは必要に応じて児童相談所や福祉事務所等との連携のもと適切な処置を行います。

また、甲佐町こども家庭センターを設置し、母子保健業務と児童福祉業務を一体化しました。妊娠から出産、子育てに至るまで、こどもに関して相談できるワンストップ窓口を作るとともに、相談を受け支援につなぐ体制を整え、育児ストレスや児童虐待、ヤングケアラーなど様々な問題の早期発見、対応につなげます。
今後も関係課や他機関と連携し、対応していきます。

ひとり親家庭への支援

（福祉課）

制度の適用（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成）や相談業務等を実施し、各種支援については、県作成のリーフレットの配布や広報への掲載により情報提供を行います。

また、社会福祉協議会では、「ひとり親世帯及び祖父母と孫世帯の日帰り旅行」を実施し、家族間や他の家庭との交流の場を提供しています。

今後も相談及び支援事業の周知に努めながら、継続して取り組みます。

障がい児等への支援

（福祉課・健康推進課・学校教育課）

障がい児保育や療育相談及び療育事業の紹介を行い、障がい児の放課後児童受け入れとして日中一時支援事業を実施します。

また、児童発達支援、放課後等デイサービスでの障がい児の放課後や夏休み期間中の受け入れ等、障がい児の健やかな成長のための支援や、その保護者等の一時的な負担軽減を図ります。

乳幼児健診では、保護者等の相談に応じ、関係機関との連携を図ります。

保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給を行います。

また、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を援助するため、特別支援教育就学奨励費補助を実施しています。

今後も継続して支援に取り組んでいきます。

上益城療育支援事業

（福祉課・健康推進課）

課題のある子どもへの外来療育や保護者の相談受け付け等を通して、子どもの健全育成や居場所の確保、保護者自身が抱える問題への支援等を行います。

また、課題の共有・解決に向け、定期的に郡内で協議を行ったり、研修等を開催しています。

今後も、乳幼児期から学齢期の居場所の確保や、保護者自身が抱える問題への支援など郡内で課題を共有し、解決に向けて継続して取り組みます。

基本目標3 子どもが学び、心身ともに健やかに育つまち

(1) 確かな学力と豊かな心を育むための環境づくり

学校教育の場において、授業改善や各関係機関の連携により、基礎学力の定着と向上を目指します。また、児童の心の成長を図るため、規範意識や他者への思いやりを育み、いじめや不登校などの課題の早期解消に向けて取り組みます。

基礎学力と教育課程の充実

(社会教育課・学校教育課)

「熊本県学力・学習状況調査」及び「町標準学力検査」を小中学校で実施し、各学校で結果分析に基づいた具体的対策を立て、一人一人の基礎学力の確実な定着を行い、学力向上を推進しています。

また、課題意識を持たせた主体的・対話的で深い学びのある授業展開や、学習内容の理解や表現力を高めるICT等の活用を図っています。

さらに、小中一貫教育の取組において、家庭学習の内容・学習時間についての指導や自学ノートコンクール等を実施し、学習意欲の向上や既習学習の定着を継続的に進めています。

2年単位で学力充実研究推進指定校を指定し、研究発表会時にそれらの取組の成果を公開授業等で発表し協議することにより、町内各学校での実践の共通理解と深化を促進しています。

今後も引き続き、小中一貫教育の取組や町学力充実研究指定事業等を実施し、小学校と中学校が連携した学力向上に取り組みます。

国際交流活動及び外国語教育

(社会教育課・学校教育課)

教育委員会と町国際交流協会により、他国との交流の機会を提供し、国際社会に対応できる人材を育成します。

今後は、募集定員の見直し等も行いながら、国際社会で活躍できる人材を育てるべく事業を行っていきます。

また、ALT（外国語指導助手）を配置し、中学校での英語指導補助のほか、小学校を巡回して外国語・外国語活動の指導補助を行います。

情報教育

(学校教育課)

情報教育の充実のため、小中学校においてパソコン等ICT機器を導入・活用した情報教育を実施し、教師の研修も行います。

今後も、積極的な活用を行いながら、リテラシー教育にも取り組んでいきます。

スクールカウンセラー等の活用事業

(学校教育課)

学校における教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校、問題行動等を解決するために、県から派遣のスクールカウンセラーと町任用の適応教室指導員等を配置しています。

今後も、スクールカウンセラー等を活用し、いじめや不登校対策等を行っていきます。

思春期保健対策

(学校教育課)

小中学校において性や煙草・薬物・飲酒の害に関する教育・指導を実施しています。

今後も正しい知識の普及と子どもの健やかな成長を継続して支援します。

学校運営協議会

(学校教育課)

「地域と共にある学校」を推進し、特色のある学校運営と児童生徒の健やかな成長を図ることを目的に、コミュニティスクールとして運用し、学校運営協議会を開催しています。

今後も地域及び家庭の意見を取り入れて学校運営を行っていきます。

(2) 子どもを見守る安心安全な環境づくり

パトロールの実施や交通安全指導により交通安全・防災・防犯などの取組みを進め、行政や学校・家庭・地域が連携して子どもの安全・安心を守ります。また、通学路の安全確保のため社会基盤の整備等を行い、地域全体で犯罪や事故から子どもを守ります。

住宅・住環境

(地域振興課・建設課)

民間事業者の住宅地開発行為の機運醸成および賃貸住宅の建設を促進していきます。
また、民間建築物の安全性を確保するため、耐震診断および改修の補助制度について周知し利用促進に努めています。

公営住宅

(建設課)

甲佐町公営住宅等長寿命化計画に基づき、子育て支援住宅（ヴェルデ甲佐）および定住促進団地（サンコーポラス）を含めた公営住宅の適正管理に努め、他の町営住宅の維持管理についても、持続可能で効率的にできるよう民間委託も視野に入れて引き続き検討を行います。

安全な道路交通環境の整備

(建設課)

危険箇所の改善を図るため、ガードレールやカーブミラーなどの整備を順次行っています。
また、生活道路の草刈りや補修等の維持管理や、幅員が狭く通行に危険な箇所については必要に応じて拡幅等の改良を行っています。
事業実施にあたっては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、歩行者等の安全確保に努めています。
今後も通学路や未就学児の移動経路の安全対策や行政区からの要望、通学路安全プログラムを踏まえ交通安全の施設整備を行います。

防犯灯の設置推進

(くらし安全推進室)

通学路における防犯灯の設置及び地区内防犯灯設置への補助を実施しています。
また、民家のない通学路で設置の必要な箇所は、町での設置・管理を行っています。
防犯灯は児童・生徒の安全確保に欠かせないものであることから、今後も国の補助を活用し継続して取り組みます。

交通安全指導

(くらし安全推進室)

町内の小中学生を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、毎月1、10、20日の朝には、交通指導員や交通安全協会による街頭指導を実施しています。
今後も児童・生徒が当事者となる事故を防ぐため、交通安全協会や警察等の関係機関と連携し、交通安全意識を高める活動を推進します。

チャイルドシートの利用啓発

(くらし安全推進室)

チャイルドシート着用率向上のため、春、秋の全国交通安全運動の際に、街頭キャンペーンで運転手への着用の呼びかけを行っています。
今後も保護者の交通安全への意識を高めるため、引き続き啓発活動を行います。

子どもを犯罪から守るための取組み

(学校教育課・社会教育課)

生徒指導連絡会での情報交換や、町青少年健全育成町民会議による防犯意識の啓発を目的としたチラシの配布、また少年補導員や学校教諭、PTA等が連携してパトロール活動を行っています。
また、地域の方の協力を得て、子どもたちが非常時に避難や助けを求められる「子ども110番の家」を看板やのぼり旗で表示し、子どもたちに周知していきます。
今後も継続して取り組み、子どもの安全の確保と犯罪から守る環境づくりに努めます。

通学における安全対策

(学校教育課)

通学における安全対策として、乙女地区での通学用シャトルバスの運行や宮内地区の子どもの町営バス利用を行っています。

また、甲佐町通学路安全推進会議を行い、通学路の点検、安全確保を行っています。

今後もシャトルバス等の活用や甲佐町通学路安全推進会議を継続して取り組みます。

子どもを有害環境等から守るための取組

(学校教育課・社会教育課)

子どもに悪影響を及ぼす有害図書、テレビやインターネットによる有害情報等から守るため、パトロール等の取り組みを行っています。

今後も、インターネット有害情報等については県、PTA 等の関係機関と連携し、子どもが使用するパソコン、スマートフォンのフィルタリングの徹底を図ります。

また、SNS、オンラインゲーム等の利用による生活習慣の乱れや不適切な利用など、ネット社会の進展に伴う新たな問題に対しても、情報モラルの教育の一層の充実を図ります。

(3) みんなで子どもを育てる地域の輪づくり

子どもが心身ともに健やかに育つために、町全体で様々な経験・体験ができる場・機会の提供や、学校や家庭以外で子どもが安心・安全に過ごすことができる、子どもの居場所づくりを目指します。

体験学習

(社会教育課)

小中学生を対象に、学校と教育委員会が連携して武道体験学習を実施し、精神的にも肉体的にもたくましい子どもを育みます。

また、武道を通して周囲の人への対応等を向上させることでいじめ問題等の解消を図ります。

今後も継続して事業に取り組んでいきます。

総合的な学習の時間における学習

(社会教育課・学校教育課)

技術や特技を持つ地域の方による授業・授業補助の中で、伝統的な遊び等を行っています。

また、借り上げた学習田での体験学習等、町内すべての小中学校において総合的な学習の時間を支援しています。

今後、県の地域学校協働活動推進事業を活用し、継続して事業活用校が増えるように推進します。また、各学校の学校運営協議会とも連携して活動を実施していくとともに、統括的な推進員の人材発掘も行います。

環境教育の推進

(社会教育課・学校教育課)

今後も各学校において、特色ある活動に取り組みます。

エコスクール活動

(学校教育課・環境衛生課)

小・中学校において「学校版環境 ISO コンクール」に取り組み、節水・節電やゴミの減量、リサイクル等実施することで一人一人の環境を大切にする気持ちを育みます。

今後も継続して活動に取り組んでいきます。

「あつまれ子どもたち（1泊2日）」まると自然体験学習

（社会教育課）

小中学生を対象に、町青少年健全育成町民会議の主催事業である「あつまれ子どもたち（1泊2日）」を夏季に1回実施し、テント設営や野外炊飯、川遊びなどの野外体験や工作活動を行います。今後も継続して取り組み、子どもたちに野外体験等の機会を提供します。

伝統文化の継承活動

（地域振興課）

甲佐町の伝統芸能が今後も存続できるように、地域の各種保存会により継承活動を行っています。また、その取り組みに対して甲佐町観光協会より助成金の交付を行うことで承継活動を支援します。

子ども会活動の推進

（社会教育課）

小学生以上が参加できる種目を取り入れた、町・スポーツ協会主催のスポーツ祭を10月に行い、児童の健康増進と地域社会の親睦に寄与しています。また、指導者の養成のため県や郡の子ども会育成者研修会への積極的な参加を呼びかけています。今後も、子ども会育成研修会を通した指導者の育成、あゆまつりの子どもみこしといった行事を通した子ども会活動の推進に取り組みます。

児童の居場所づくり等

（社会教育課・福祉課）

「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を行い、児童の適切な処遇・安全の確保に努めています。中でも「放課後子ども教室」では、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施しています。今後も放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携をはかり、一体的な取り組みを目指します。

児童館の活動

（町民センター）

中早川児童館では、子どもの健康及び情操を育むため、子どもを持つ保護者の育児相談や子どもたちの遊び場を提供しています。主催事業では、町内の小学生を対象に七夕つくりやもちつき大会、子どもふれあいデー等、毎年テーマを変えた様々な体験を企画し実施しています。遊び場を提供することを目的に、今後も継続的に子どもふれあいデー等を実施していきます。



第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方

(1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村毎に区域を定め教育や保育等を提供することとなっています。
甲佐町の特徴として、

- ・区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できる
- ・利用者のきめ細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できる
- ・町内全域に保育所などが配置されている
- ・様々な地域性を持っているため、利用者が特徴のある教育・保育を選べる等のメリットがある

などといったことが挙げられ、地域ごとの大きな偏在がないことから、町域全体を1つの区域として設定します。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みを算出する項目

対象年齢	認定区分	対象家庭	対象事業
3～5 歳児	1号認定	専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭 幼児期の学校教育のみの利用 「保育の必要性」がない	幼稚園 認定こども園
	2号認定	共働き家庭等 幼児期の学校教育の利用希望が強い 「保育の必要性」がある	
		共働き家庭等 「保育の必要性」がある	保育所 認定こども園
0～2 歳児	3号認定	共働き家庭等 「保育の必要性」がある	保育所 認定こども園 地域型保育事業



(2) 教育・保育施設、地域型保育事業のニーズ量と確保方策

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		9	183	45	45	15	9	174	41	41	14
②確保方策	幼稚園	0					0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0					0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0		0	0	0	0
	保育所		178	53	32	17		166	32	47	15
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0	0	0
	広域利用による委託	9	10	8			9	10	8		
合計		9	188	110			9	176	102		
③他自治体からの受託		0	6	6			0	8	7		
過不足（②－①－③）		0	-1	-1			0	-6	-1		

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳	3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		8	157	42	41	14	8	152	41	40	14
②確保方策	幼稚園	0					0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0					0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0		0	0	0	0
	保育所		125	50	50	15		125	50	50	15
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0	0	0
	広域利用による委託	8	10	8			8	10	8		
合計		8	135	123			8	135	123		
③他自治体からの受託		0	10	10			0	8	9		
過不足（②－①－③）		0	-32	16			0	-25	19		

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		7	142	41	40	14
②確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0
	保育所		125	50	50	15
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0
	広域利用による委託	7	10	8		
合計		7	135	123		
③他自治体からの受託		0	7	7		
過不足（②－①－③）		0	-14	21		

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出する項目

対象事業		対象家庭	対象者
1	利用者支援事業	すべての家庭	0～18 歳
2	延長保育事業	保育の必要性がある家庭	0～5 歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保育の必要性がある家庭	1～6 年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭	0～18 歳
5	乳児家庭全戸訪問事業	すべての家庭	0 歳
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等の支援に資する事業	養育支援訪問事業	支援を必要とする家庭
		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	すべての家庭
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～5 歳
8	一時預かり事業	幼稚園等在園児対象	すべての家庭
		子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保育の必要性がある家庭
		一時保育事業	すべての家庭
9	病児・病後児保育事業	保育の必要性がある家庭	0～5 歳 1～6 年生
10	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	0～5 歳
11	妊婦健康診査	すべての家庭	妊婦等
12	産後ケア事業	支援を必要とする家庭	0 歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量と確保方策

①利用者支援事業

【事業概要】

以下の 3 種類の事業連携により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指します。

■基本型

⇒教育保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で子育て情報を提供し、必要に応じて相談・助言などの支援を行います。

■特定型

⇒保育サービスに関する相談、情報提供や利用に向けた支援を行います。

■こども家庭センター型

⇒子ども家庭支援員等と保健師等が連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的な支援を行います。

【ニーズ量と確保方策】

円滑に必要なサービスが受けられるよう、町内 1 か所で事業を行います。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

今後は、本事業に向けて、子ども家庭センター型を検討しています。

②延長保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、保育時間の延長を必要とする子どもに対して保育を行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

時間外保育事業対応時間に保育士を配置することで保育所等の実利用定員分の提供が可能なおことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	109 人	103 人	97 人	95 人	91 人
確保方策	109 人	103 人	97 人	95 人	91 人

令和 5 年度は、町内保育所の 5 箇所で実施し、あわせて 133 名の利用がありました。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者の就労などにより、放課後、家庭において保育を受けられない児童を対象に、施設を確保して授業が終わった後の居場所を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【ニーズ量と確保方策】

町内での3つの施設の利用により確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	58人	60人	63人	67人	70人
1年生	23人	24人	25人	27人	28人
2年生	20人	21人	22人	23人	24人
3年生	13人	13人	14人	15人	15人
4年生	2人	2人	2人	2人	3人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	58人	60人	63人	67人	70人

令和5年度は、くすみクラブ（甲佐校区）、ゆうぐれハウス（竜野校区）、げんきクラブ（乙女・白旗校区）の町内3クラブで実施し、あわせた利用登録児童数は55名です。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能であるため、夜間の対応も可能です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なおことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	18人日	17人日	16人日	16人日	15人日
確保方策	18人日	17人日	16人日	16人日	15人日

令和5年度は、利用者はいませんでしたが、引き続き受入態勢を整えていきます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなぐ事業です。

【ニーズ量と確保方策】

ニーズ量に対応する形で事業を実施していることから、各年度の0歳の人口推計値をニーズ量とし、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	50人	42人	40人	39人	37人
確保方策	50人	42人	40人	39人	37人

令和5年度（2023年度）の訪問者数は45人です。本町里帰り出産で帰省している乳幼児等の家庭訪問も行っています。



⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等の支援に資する事業

■養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業により把握した、子育てについて強い不安や負担を感じ、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して訪問し相談を行う事業です。養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

【ニーズ量と確保方策】

ニーズ量に対応する形で事業を実施していることから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	3 人回	3 人回	3 人回	3 人回	3 人回
確保方策	3 人回	3 人回	3 人回	3 人回	3 人回

令和 5 年度は、3 人支援し、面談および訪問をしました。

⑦地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	807 人回	760 人回	718 人回	702 人回	676 人回
確保方策	807 人回	760 人回	718 人回	702 人回	676 人回

地域子育て支援センターにおいて、週 3 回の「ふれあいクラブ」による親子の交流の場の提供や、電話による一時相談、保護者への情報提供などを実施しています。

⑧一時預かり事業（幼稚園等在園児対象）

■幼稚園等在園時対象

【事業概要】

幼稚園や認定こども園の在園児を対象として一時預かり保育を行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	756 人日	759 人日	751 人日	744 人日	736 人日
確保方策	756 人日	759 人日	751 人日	744 人日	736 人日

令和 5 年度において利用者はいませんでしたが、引き続き受入態勢を整えていきます。

■子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の仕事などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、平日の夜間または休日に一時的な預かりを行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	18 人日	17 人日	16 人日	16 人日	15 人日
確保方策	18 人日	17 人日	16 人日	16 人日	15 人日

令和 5 年度は、利用者はいませんでしたが、引き続き受入態勢を整えていきます。

■一時保育事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	53 人日	50 人日	47 人日	46 人日	45 人日
確保方策	53 人日	50 人日	47 人日	46 人日	45 人日

町内では 5 つの保育所で実施しており、提供量を確保しています。

⑨病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者が就労などの理由により病気や病後回復期の児童を保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に預かる事業です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	53 人日	50 人日	47 人日	46 人日	45 人日
確保方策	53 人日	50 人日	47 人日	46 人日	45 人日

令和 5 年度は、実利用児童数 4 名、延べ利用児童数 5 名、登録者数 21 名です。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	15 人日	14 人日	15 人日	14 人日	13 人日
確保方策	15 人日	14 人日	15 人日	14 人日	13 人日

令和 5 年度は 1 件の利用があり、利用会員 207 名、協力会員 25 名、両方会員 5 名であわせて 237 名の会員登録がありました。今後も会員を増やしながら、依頼に応じて保育園への送迎や一時的な預かり等の子育て支援を行います。

⑪妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【ニーズ量と確保方策】

すべての対象者へ実施を行う体制があることから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	64 人	61 人	61 人	61 人	61 人
確保方策	64 人	61 人	61 人	61 人	61 人

令和 5 年度は 61 名の利用があり、今後も妊婦健康診査の結果を活用して保健指導や栄養指導を実施し、必要時には医療機関や関係機関と連携しながら支援を行います。

⑫子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

子育てに強い不安や負担を感じている養育者にホームヘルパーを派遣し、家事や育児を解除することで、育児ストレスや負担の軽減を図る事業です。令和6年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

今後は、本事業の実施に向けた調査や検討に取り組みます。

⑬児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。令和6年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

今後は、本事業の実施に向けた調査や検討に取り組みます。

⑭親子関係形成支援事業

【事業概要】

子育てに悩みや不安をもつ保護者及びその児童に対し、講義等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。令和6年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

今後は、本事業の実施に向けた調査や検討に取り組みます。

⑮妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊産婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

⑯産後ケア事業

【事業概要】

支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が母体の回復・育児指導等の支援を行うことで、母親の育児に関する負担感の軽減を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

【ニーズ量と確保方策】

すべての対象者への実施を行う体制があることから、ニーズ量と同数の確保とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	50人日	42人日	42人日	42人日	42人日
確保方策	50人日	42人日	42人日	42人日	42人日

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等に在籍していない満3歳未満のこどもが、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用できる事業です。令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度から本格実施となる予定です。今後は、本事業の実施に向けた調査や検討に取り組みます。



資料

1. 甲佐町子ども・子育て会議条例

平成 30 年 3 月 20 日
甲佐町条例第 4 号

- (設置)
第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、甲佐町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。(令 6 条例 6・一部改正)
- (組織)
第 2 条 子育て会議は、委員 15 名以内で組織する。
2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1) 子どもの保護者
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
(4) その他町長が必要と認める者
(委員の任期)
第 3 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)
第 4 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 名を置く。
2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第 5 条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。
(庶務)
第 6 条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。(令 2 条例 5・令 5 条例 14・一部改正)
(委任)
第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。
附 則
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 2 年条例第 5 号)抄
(施行期日)
第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 5 年条例第 14 号)
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 6 年条例第 6 号)
この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

2. 甲佐町子ども・子育て会議開催経過

	開催日	内容
第 1 回	令和 6 年 11 月 25 日	■子ども・子育て会議について ■アンケート調査結果について
第 2 回	令和 6 年 12 月 23 日	■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込みについて ■第 3 期甲佐町子ども・子育て支援事業計画(案)について
第 3 回	令和 7 年 1 月 27 日	■第 3 期甲佐町子ども・子育て支援事業計画(案)について
第 4 回	令和 7 年 2 月 20 日	■書面による第 3 期甲佐町子ども・子育て支援事業計画の承認

3. 甲佐町子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	関係機関	役職	氏名	関係機関
会長	三輪 孝之	副町長	委員	西本 涼子	乙女小学校養護教諭代表
副会長	元村 健正	若草保育園 保育園園長代表	委員	米村 千晶	主任児童委員民生・児童委員
委員	川田 恵美	乙女保育園 主任保育士代表	委員	市丸 由香	社会福祉協議会
委員	渡邊 和樹	竜野保育園 保護者代表	委員	蔵田 勇治	教育長
委員	谷川 裕明	甲佐小学校校長 小学校代表	委員	井上 幸介	学校教育課長
委員	高崎 徹	白旗小学校 保護者代表	委員	内田 健司	社会教育課長
委員	藤井 将志	医療法人谷田会 事業所内保育所	委員	出口 萌	総合保健福祉センター

順不同・敬称略

4. 用語集

か
行

家庭的保育

0～2歳児を対象に保護者の居宅等で行われる定員5人以下とする小規模な保育施設。2010年より保育事業として児童福祉法に位置付けられた。

居宅訪問型保育

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅において1対1で行う保育施設。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07以上を保つことが必要とされている。

こども家庭センター

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設。

こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する事を目的とする法律。

子ども・子育て支援法

子どもを養育しているものに対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。

コミュニティスクール

学校運営協議会制度。学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みをいう。この制度の導入により、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

さ
行

事業所内保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う施設。

さ
行

主任児童委員

他の民生委員・児童委員と協力して、子どもや子育てに関することなどの児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員のことを指す。

小規模保育

0～5歳児を対象に少人数（定員6～19人の範囲）で運営される保育施設。定員5人以下の家庭的保育と定員20人以上の従来の認可保育園の中間に位置する。

な
行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無に関わらず施設の利用が可能。

は
行

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付をする仕組みのこと。

母子保健法

母性の尊重、乳幼児の健康の保持増進を基本理念とし、保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付、医療援護等の母子保健対策について定めた法律。

ま
行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。

や
行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

要保護児童対策協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため子どもに関係する機関等により構成される機関のことであり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。

ら
行

量の見込み

ある事業をどのくらいの人利用したいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第 3 期甲佐町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月

発行編集：甲佐町福祉課

住所：〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

電話：096-234-1114

FAX：096-234-3964
